



## 添付書類に係る留意事項

## 1 必ず添付する書類

受給者（児童生徒等）名義の預貯金口座の口座番号及び口座名義人を証する書類。

※ 預貯金通帳の1ページ目にはカナ表記の名義人等が記載されていますので、振込みが確実に行われるよう、当該ページの写しを添付してください。

## 2 定期金を初めて申請する時に添付する書類

学校に在籍することを証する書類

※ 在籍する学校から在籍証明書を取得し、添付してください。

## 3 一時金を申請する時に添付する書類

## (1) 小学校、中学校等を卒業した場合

卒業した（卒業見込みである）ことを証する書類（※1）

## (2) 高等学校等を卒業した場合

ア 卒業後に自宅に居住している者

卒業した（卒業見込みである）ことを証する書類（※1）

イ 卒業後に自宅外に居住している者

(ア) 卒業した（卒業見込みである）ことを証する書類（※1）

(イ) 自宅外に居住していることを証する書類（※2）

※1 卒業（修了）した又は卒業（修了）する学校から、その旨の証明書を取得し、添付してください。

※2 住宅の賃貸借契約書（所在地、契約者、契約期間、入居者が確認できる箇所）の写し、入寮許可通知書の写しなどにより自宅外に居住していることを証明する書類を添付してください。

## 4 以下の添付書類は、1人の児童生徒等について、定期金又は一時金を初めて申請するときのみ添付してください。

(1) 親が震災津波により亡くなったこと又は行方不明であることを証する書類

(2) 亡くなった又は行方不明である者が親であることを証する書類

(3) 現在の保護者との関係を証する書類

※ (1)から(3)までについては、戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）などを添付してください。

(4) 現在の住所を証する書類

※ 住民票、公共料金の請求書等で住所が記載されたものなどを添付してください。

(5) その他教育長が必要と認める書類

※ 添付された書類で、上記(1)から(4)までの内容について確認できない場合は、別途岩手県教育委員会教育長から証明書類の提出を求めることがあります。

2から4までの書類（3(2)イ(イ)の書類の除く）は、表面の「学校長等記入欄」欄に記載がされ、学校の代表者印が押印された申請書により申請する場合は、添付不要です。

戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）や住民票の発行等に係る手数料については、申請者負担になりますので、証明したい内容を市町村の発行窓口で説明した上で、誤りのないように申請してください。